

インバウンド向け県内周遊S I Tモデル事業運営業務委託仕様書

1 業務の名称

インバウンド向け県内周遊S I Tモデル事業運営業務

2 業務の目的

訪日外国人旅行者は、令和4年10月の水際措置の大幅緩和後、徐々に回復が進みつつあり、今後、新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行することに伴い、訪日外国人旅行者のさらなる回復が期待されている。

このような状況とアフターコロナにおける訪日旅行のニーズの変化を踏まえ、本業務においては、三重県の美しい自然、豊かな歴史・文化等の魅力的な観光資源を最大限に生かして、「これまでにない」、「三重ならではの」観光周遊ルートを企画開発し、S I T (Special Interest Tour=特定の目的に特化して行われる趣味性の高い観光旅行) の付加価値の高い旅行商品として造成し、様々なプロモーションを実施することで、訪日外国人旅行者による県内での長期滞在や地域での観光消費額の増加を図ることを目的とする。

3 委託業務の実施期間

契約の日から令和6年3月22日(金)

4 業務の内容

(1) S I T商品の造成

(ア) ターゲット層

- ・三重県が重点的に取り組んでいる国(※1)及び欧米豪のF I T
(※1) 台湾、タイ、フランス、香港、マレーシア

(イ) 観光周遊ルートの企画

- ・ターゲット層のニーズに対応した特別な目的・テーマに特化した県内2泊3日以上
の観光周遊ルート(以下「ルート」とする。)を2本以上企画すること。
- ・ターゲット層の日本での滞在期間や実際の公共交通機関を使った移動を想定した
場合に、県外の駅・空港等からの発着や、県内での滞在前後にある県外の滞在を
組み合わせることで、ルートの訴求力がさらに高まる場合は、それを活用するこ
とも可能とする。
- ・ルートを企画する際、以下のようなポイントを考慮すること。
 - ①外国人旅行者が持つ本物志向のニーズに込えていること。
 - ②地域に根差したストーリーや独自性等を有していること。
 - ③サステイナブルの観点が取り入れられていること。
 - ④ルートに選定する県内観光事業者等において外国人旅行者を受け入れる意向が
あること。(県内観光事業者等の体験コンテンツに課題がある場合は、必要に込じて
アドバイスすること。)
 - ⑤県内5地域(北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州)のバランスをできる限り
考慮すること。
 - ⑥令和5年度に設置する、本県の海外プロデューサー(仮称)と適宜意見交換を行
うこと。その際、意見交換の場所(バーチャル会議室)の設定や、意見交換の記
録作成等も行うこと。

(ウ) ルートの整備

- ・ ルートに選定する県内観光事業者等と調整を行い、ターゲット層のニーズに対応した、旅行会社等旅行市場において流通可能なルートの整備（2本以上）を行うこと。
- ・ 整備したルートは年度中に販売することとし、次年度以降も販売が継続できるよう、DMOやDMC等地域の販売チャネルを巻き込みながら進めること。

（エ）商品シートの作成

- ・ 整備した各ルートについて、旅行会社等旅行市場へのセールス等に必要な情報を記載した商品シートを、ルートに選定する県内観光事業者等と調整のうえ作成すること。
- ・ 商品シートの記載項目例は、以下のとおりとする。また、写真を数点、本業務受託者（以下、「受託者」という。）において取得のうえ、掲載すること。（必要な掲載許可等があれば適切に対応すること。）

【商品シートの記載項目例】

＜企画書の記載事項＞

ルート名称、実施場所（市町名）、ルートの内容と整備する方向性、活用する観光資源、訴求するストーリー、主催者、コンテンツの提供者、価格、受入可能人数、申込方法、その他手数料等流通に必要な情報等

＜利用方法にかかわるもの＞

支払方法（キャッシュレス対応）、保険加入の取扱、キャンセル規程、問い合わせ先等

＜スケジュールにかかわるもの＞

催行期間、開始時間及び終了時間等

＜参加条件にかかわるもの＞

参加対象年齢（同伴の必要性）、最低受入人数、服装や持ち物、健康面の条件、身体面の条件等

＜県内観光事業者等の環境整備にかかわるもの＞

言語対応、別途通訳ガイド手配の可否、ベジタリアン等食事制限がある旅行者への対応の可否（食事提供がある場合）、ハラル等様々な文化・宗教への対応の可否、Wi-Fi環境、集合場所、駐車場の収容能力、送迎の有無（あればその場所及び時間）、災害時対応マニュアル等の整備状況等

＜その他＞

任意オプション、アクセス（二次交通）、地域における組み合わせ可能な（パッケージ化可能な）コンテンツ等

- ・ 商品シートは日本語のほか、ターゲット層を取り扱う旅行会社等にセールスする場合に必要な言語を加えた2言語以上で作成すること。また、パワーポイント、ワード等三重県において二次利用可能な形式とすること。

（オ）モニターツアーの実施

- ・ 本事業のターゲット層等を対象としたモニターツアーを各ルートで1回実施し、改善・ブラッシュアップを行った結果を「商品シート」に反映すること。
- ・ モニターは、SITやターゲット層の誘致に関する有識者・アドバイザー、国内在住外国人等から選定すること。
- ・ 各ルートで必ず異なるモニター5名以上が参加することとし、うち1名以上は有識者・アドバイザーとすること。また、モニター以外に、本県職員が原則、同行できるようにすること。また、三重県と協議のうえ、関係市町や地域DMO等にもモニターツアーへの参加を呼び掛けること。なお、関係市町や地域DMO等の参加

費は本事業の積算に含める必要はない。

- ・モニターツアー中、受託者はモニターから適宜意見を聴取するとともに、モニターツアー終了後、モニターに対してアンケート（※）を実施し、問題点や改善点の把握に努めること。
- （※）アンケート項目・内容は事前に三重県と協議して決定すること。
- ・アンケート結果をとりまとめ、三重県に提出するとともに、県内観光事業者等へ個別にフィードバックを行うこと。

（２）S I T商品のプロモーション

（ア）旅行会社等に対する提案資料の作成

- ・商品シートの情報を活用し、ターゲット層を取り扱う旅行会社等に対して三重県のS I Tの魅力が十分に伝わる提案資料を作成すること。
- ・提案資料は日本語のほか、ターゲット層を取り扱う旅行会社等にセールスする場合に必要な言語を加えた2言語以上で作成すること。また、パワーポイント、ワード等三重県において二次利用可能な形式とすること。
- ・京都、大阪、名古屋といったゴールデンルート等から県内のルートに入るための鉄道、バス、ハイヤー、ヘリ等の手配に関する情報をできる限り含めること。

（イ）旅行会社等の招請

- ・本県の旅行商品造成に意欲的な旅行会社等を対象とした2泊3日以上のパムトリップを実施し、整備したルートを含む旅行商品の造成・販売・催行を働きかけること。
- ・ターゲット層に強みを有する旅行会社等から10社（10名）以上を選定し、旅行商品を企画・造成できる責任者等を招請すること。
- ・旅行会社等の満足度の向上を図り、旅行商品の造成等につなげるため、行程や実施回数、1回あたりの招請人数等を検討し、効果的に実施できるよう心がけること。
- ・ターゲット層が宿泊する候補となる宿泊施設のインスペクションを行程に含めること。
- ・パムトリップには受託者が同行し、行程管理等を行うこと。また、被招請者が日本語により意思疎通が十分にできない場合は必要な通訳を配置すること。
- ・パムトリップ中、受託者は被招請者から適宜意見を聴取するとともに、パムトリップ実施後に被招請者に対してアンケート（※）を実施し、問題点や改善点の把握に努めること。
- （※）アンケート項目・内容は事前に三重県と協議して決定するものとする。
- ・アンケート結果をとりまとめ、三重県に提出するとともに、県内観光事業者等へ個別にフィードバックを行うこと。

（ウ）動画の制作

- ・本事業で造成したS I T商品の動画を制作すること。なお、制作した動画は、商談会等の機会に旅行会社等に対するプロモーションに活用する。
- ・各ルートについて、訴求するストーリーも含め、その魅力が十分に伝わる1分程度の非言語動画を1本以上制作すること。
- ・BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者において行うこと。
- ・制作する動画は、新規撮影を原則とすること。ただし、三重県と協議のうえで、三

重県が保有するプロモーション映像や、受託者が保有している映像を活用することも可能とする。

- ・ 撮影に必要な許可申請等手続きについては、原則、受託者において行うこと。
- ・ 動画はフルHD以上の解像度で制作することとし、ウェブサイトや YouTube 等で使用可能なサイズ及びファイル形式で制作すること。

(エ) 現地商談会への参加

- ・ S I T商品の売り込みに適した商談会に出展し、ターゲット層に強みを有する旅行会社等に対し、整備したルートを含む旅行商品の造成・販売・催行を働きかけること。ただし、I L T Mカンヌ以外で、実施場所は国内外問わず海外バイヤーの商談会とすること。また、本県の海外プロデューサー（仮称）と協議の上、他の商品プロモーションも行うこと。
- ・ 出展する商談会の選定については、三重県と十分に協議すること。
- ・ 出展にかかる一切の手続きを行うとともに、開催期間中、全日程にかけて運営すること。
- ・ 商談では、(2)の(ア)提案資料、(ウ)動画を活用すること。
- ・ 受託者において1名、S I T商品の内容と、そのストーリーや魅力を説明できるもの（責任者）を配置すること。責任者は、高付加価値旅行市場に精通するとともに、ビジネスレベルの日本語力と英語力を有していること。
- ・ 商談会には、責任者と三重県職員1名が参加するものとし、商談会の参加費用の支払い、参加の手配は受託者において行うものとする。国外での商談会の場合は、三重県職員1名について、航空便を含む日本の空港から現地までの移動手段、現地での宿泊施設を手配すること。（航空便以外の三重県職員の旅費、宿泊に係る実費は本県が負担する。）
- ・ 各商談については商談シートを用いて記録を作成すること。商談シートは事前に三重県と協議して様式を決定するとともに、商談会終了後には、三重県に商談シートを提出すること。
- ・ 商談会をより効果的に行うため、商談相手に手交するためのノベルティを用意すること。

(3) 打合せの実施

本業務の進捗管理や円滑な遂行等を目的に、随時オンライン又はオフラインの打合せを開催すること。なお、場所（バーチャル会議室）の設定、打合せの記録作成等も行うこと。

(4) 報告事項

受託者は、次の項目について、県への報告を行うこと。

- ・ 業務運営に係る体制の見直しが必要となった場合は、県へ報告を行い、協議すること。
- ・ 県の判断が必要なものおよび重要と判断されるものについては、その都度直ちに県に報告し、情報を共有するとともに、必要に応じて指示を受けること。

(5) 完了報告

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を県に提出すること。

(ア) 報告期限

令和6年3月22日（金）

(イ) 記載事項

- i) 委託名
- ii) 契約金額
- iii) 契約日、契約期間
- iv) 完成年月日
- v) 実施した業務概要
- vi) その他、事業実施の説明に必要な書類

(6) 事故報告

業務遂行にあたり、不適切な事務処理や事故及び遅延が生じたまたは生じる見込みとなった場合や、その他取扱いに疑義が生じた場合は、直ちに県へ報告し協議を行うこと。

(7) 契約の変更

本業務にかかる工数や内容等を踏まえ、県と受託者が協議の上で契約を変更できるものとする。

(8) 業務の実施体制

(ア) 業務責任者等の選任

受託者は、契約締結後速やかに業務責任者を選任し、県に届けなければならない。業務責任者は、委託業務を統括し、その遂行についての指揮監督を行い、業務従事者等の指導を行うとともに、委託業務の遂行について県へ協議・報告を行う。

(イ) 名簿の提出

受託者は、(ア)に定める者を配置し、従事者名簿を提出するものとする。

名簿に記載された者を変更した場合には、速やかに県に提出しなければならない。

(ウ) 実施体制の見直し等

業務の増減により提出した提案書に示された業務運営に係る体制の見直しや業務従事者の人員配置に増減がある場合は、事前に県と協議するものとする。

なお、提案書に満たない配置となった場合は、相当額を精査し、最終的に減額の変更契約を行うものとする。

(9) その他、受託上の留意点

- ・ 受託者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、被写費、交通費、通信費、消耗品費等は、本業務委託料に含むものとする。
- ・ 契約締結後において、委託者の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、委託者と受託者とで取り扱いを協議する。
- ・ 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- ・ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- ・ 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- ・ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

- 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。なお、受託者が上記イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- 障がいを経由とする差別解消の推進
受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを経由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。